山口市都市景観条例(平成17年山口市条例第205号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 景観計画(第5条-第7条)
- 第3章 行為の規制等(第8条―第18条)
- 第4章 景観重要建造物等(第19条・第20条)
- 第5章 景観づくり地区団体(第21条)
- 第6章 表彰及び助成等(第22条・第23条)
- 第7章 山口市景観審議会(第24条一第31条)
- 第8章 雑則(第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行その他良好な景観形成に関して基本的かつ必要な事項を定めることにより、現にある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に積極的に取り組むことで次世代への継承を図り、もって地域固有の景観を生かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の青務)

- 第3条 市は、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、道路、河川、公園、海岸その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。
- 5 市は、市民及び事業者の景観形成に関する主体的な活動を促進するため、必要な施策を 講じるものとする。
- 6 市は、市民及び事業者の景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自ら景観形成に寄与するよう努めるとともに、市長その他の市 の機関が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

- 第5条 市長は、良好な景観形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、 あらかじめ、山口市景観審議会(第24条に規定する山口市景観審議会をいう。以下同じ。) の意見を聞かなければならない。

(景観形成重点地区の指定)

- 第6条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)のうち、特に良好な景観を有する地区、本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区等、良好な景観形成を推進する上で重要であると認められる地区を景観形成重点地区として指定するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、景観形成重点地区の指定、指定の解除及び区域の変更について準 用する。

(景観計画の策定等を提案できる団体)

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第21条の規定により認定された景観づくり地区団体とする。

第3章 行為の規制等

(事前協議)

- 第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者(以下「行為者」 という。)は、当該届出を行う前にあらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議 しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する協議が完了したと認めるときは、行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面により通知するものとする。

(届出対象行為)

- 第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、土地の開墾その他の土地 の形質を変更する行為(土砂の採取及び鉱物の掘採を除く。)とする。
- 2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、行為の種類、 場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければな らない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変

更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。 (届出を要しない行為)

- 第 10 条 景観計画区域(景観形成重点地区を除く。)内における法第 16 条第 7 項第 11 号に 規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 別表第1に掲げる行為のいずれにも該当しないもの
 - (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物の新設、 増築、改築又は移転
- 2 景観形成重点地区内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、 別表第 2 に掲げる区域における行為のいずれにも該当しないものとする。

(景観計画への適合)

第 11 条 前条に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(特定届出対象行為)

- 第 12 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号又は 第 2 号の届出を要する行為のうち、同条第 7 項各号に掲げる行為を除いた行為とする。 (適合通知書)
- 第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、 当該届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めるときは、届出 をした者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

(行為の着手の制限の期間短縮)

第 14 条 前条に規定する通知を受けた者は、法第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、当該 届出に係る行為に着手することができるものとする。

(完了等の届出)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為 を完了又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出 なければならない。

(助言又は指導)

第 16 条 市長は、良好な景観形成を推進するために必要があると認めるときは、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者又は届出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告及び命令に係る手続)

- 第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、前条の助言又は指導によってもなお当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、法第16条第3項による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をすることができる。
- 2 市長は、前項の勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ、山口市景観審議会の

意見を聴かなければならない。

(公表)

- 第 18 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに 従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項に規定する公表を行おうとするときは、山口市行政手続条例(平成 17 年山口市条例第 10 号)に基づく弁明の機会の付与の例により、あらかじめ、その勧告を受けた者に弁明の機会を付与するとともに、山口市景観審議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定)

- 第19条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)を指定しようとするときは、法第19条又は第28条の規定によるほか、あらかじめ、山口市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

- 第20条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 管理上必要な修繕等は、速やかに行うこと。
 - (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
 - (3) 景観重要建造物の滅失、毀損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を 定期的に点検すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。
- 2 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するための枝打ち、整枝その他必要な管理を行うこと。
 - (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 景観づくり地区団体

(景観づくり地区団体の認定)

第21条 市長は、次の各号に該当する団体を景観づくり地区団体として認定することがで

きる。ただし、当該団体の活動が、関係者の財産権その他の権利を不当に制限してはならない。

- (1) 一定の地区における良好な景観形成を図ることを目的とするもの
- (2) 前号の地区に存する土地及び建築物等の所有者又は権原に基づく占有者の多数により組織されるもの
- (3) 規則で定める要件を具備する団体規約が定められているもの
- 2 景観づくり地区団体の認定を受けようとする団体は、その代表者が規則で定めるところ により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、景観づくり地区団体が第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、 その他景観づくり地区団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消 すものとする。

第6章 表彰及び助成等

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な景観形成に寄与していると認める建築物、工作物(土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。以下同じ。)その他の物件について、その所有者、設計者、施工者その他関係者を表彰することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、良好な景観形成に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(景観形成に係る助成等)

第23条 市長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、その行為に要する 経費の一部を助成することができる。

第7章 山口市景観審議会

(設置)

- 第24条 本市の景観形成に関する重要な事項について調査審議を行うため、山口市景観審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、景観に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

- 第26条 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委員の任期)

第27条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

- 第28条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから、調査事項を明示して市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その調査事項の調査が終了したときに解嘱されるものとする。 (会長)
- 第29条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初 に開かれる会議は、市長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第8章 雜則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 18 条までの規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日現在において定められている山口市景観計画は、第5条の規定により策定された景観計画とみなす。
- 3 この条例による改正後の山口市景観条例の届出に関する規定は、平成25年10月1日以

降に着手する行為について適用し、同日前までに着手する行為については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山口市景観条例の届出に関する規定は、この条例の施行の日 以降に着手する行為について適用し、同日前までに着手する行為については、なお従前の 例による。

別表第1(第10条関係)

別表第 1(第 10 条関	引金!		
区域	行為の内容		行為の規模
都市計画法(昭	建築物	新築、増築、	新築又は移転にあっては、高さが15メート
和43年法律第	の建築	改築又は移	ル以上又は延床面積が3,000平方メート
100号)第8	等	転	ル(店舗の場合にあっては1,000平方メ
条第1項第1号			ートル) 以上のもの
に掲げる用途地			増築又は改築にあっては、増築又は改築後の
域			高さが15メートル以上又は延床面積が3,
			000平方メートル (店舗の場合にあっては
			1,000平方メートル)以上のもので、行
			為に係る面積の合計が500平方メートル
			以上のもの
		外観を変更	高さが15メートル以上又は延床面積が3,
		することと	000平方メートル (店舗の場合にあっては
		なる修繕若	1,000平方メートル)以上のもののうち、
		しくは模様	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見
		替又は色彩	付面積の2分の1以上のもの
		の変更	
	工作物	新設、増築、	高さが10メートル以上のもの (太陽光発電
	の建設	改築又は移	施設にあっては設置面積の合計が1,000
	等	転	平方メートル以上のもの)
		外観を変更	高さが10メートル以上のもの (太陽光発電
		することと	施設にあっては設置面積の合計が1,000
		なる修繕若	平方メートル以上のもの)で、外観変更に係
		しくは模様	る見付面積の合計が各面の見付面積の2分
		替又は色彩	の1以上のもの

		の変更	
	開発行為	、土地の開墾	当該行為に係る土地の面積の合計が1,00
	その他土地の形質の変		0 平方メートル以上のもの
	更(土砂の採取及び鉱		
	物の掘採は除く。)		
都市計画法第5	建築物	新築、増築、	新築又は移転にあっては、高さが10メート
条第1項に掲げ	の建築	改築又は移	ル以上又は延床面積が1,500平方メート
る都市計画区域	等	転	ル(店舗の場合にあっては1,000平方メ
内であって用途			ートル)以上のもの
地域が定められ			増築又は改築にあっては、増築又は改築後の
ていない区域及			高さが10メートル以上又は延床面積が1,
び都市計画区域			500平方メートル (店舗の場合にあっては
外の区域			1,000平方メートル)以上のもので、行
			為に係る面積の合計が500平方メートル
			以上のもの
		外観を変更	高さが10メートル以上又は延床面積が1,
		することと	500平方メートル (店舗の場合にあっては
		なる修繕若	1,000平方メートル)以上のもののうち、
		しくは模様	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見
		替又は色彩	付面積の2分の1以上のもの
		の変更	
	工作物	新設、増築、	高さが10メートル以上のもの (太陽光発電
	の建設	改築又は移	施設にあっては設置面積の合計が1,000
	等	転	平方メートル以上のもの)
		外観を変更	高さが10メートル以上のもの (太陽光発電
		することと	施設にあっては設置面積の合計が1,000
		なる修繕若	平方メートル以上のもの)で、外観変更に係
		しくは模様	る見付面積の合計が各面の見付面積の2分
		替又は色彩	の1以上のもの
		の変更	
	開発行為、土地の開墾 その他土地の形質の変		当該行為に係る土地の面積の合計が1,00
			0 平方メートル以上のもの
	更(土砂の採取及び鉱		
	物の掘採	は除く。)	

備考

高さとは、地盤面(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項に規

定する地盤面をいう。)から建築物又は工作物の上端までの最も高い部分までの高さをいう。

別表第 2(第 10 条関係)

区域	行為の内容		行為の規模等
一の坂川周辺	建築物	新築、増築、	全てのもの
地区	の建築	改築又は移	
	等	転	
		外観を変更	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見
		することと	付面積の2分の1以上のもの
		なる修繕若	
		しくは模様	
		替又は色彩	
		の変更	
	工作物	新設、増築、	全てのもの
	の建設	改築又は移	
	等	転	
		外観を変更	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見
		することと	付面積の2分の1以上のもの
		なる修繕若	
		しくは模様	
		替又は色彩	
		の変更	
	開発行為、土地の開墾		全てのもの
	その他土地の形質の		
	変更 (土砂の採取及び		
	鉱物の掘採は除く。)		
新山口駅周辺	建築物	新築、増築、	新築又は移転にあっては、高さが15メート
地区	の建築	改築又は移	ル以上又は延床面積が3,000平方メート
	等	転	ル(店舗の場合にあっては1,000平方メ
			ートル) 以上のもの
			増築又は改築にあっては、増築又は改築後の
			高さが15メートル以上又は延床面積が3,
			000平方メートル(店舗の場合にあっては
			1,000平方メートル)以上のもので、行
			為に係る面積の合計が500平方メートル

			以上のもの
		外観を変更	高さが15メートル以上又は延床面積が3,
		することと	000平方メートル(店舗の場合にあっては
		なる修繕若	1,000平方メートル)以上のもののうち、
		しくは模様	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見
		替又は色彩	付面積の2分の1以上のもの
		の変更	
	工作物	新設、増築、	(1)高さが10メートル以上のもの
	の建設	改築又は移	(2)太陽光発電施設(建築物と一体となった
	等	転	太陽光発電施設を含む。以下この表において
			同じ。)
			(3)屋外広告物(建築物と一体となった屋外
			広告物を含み、山口県屋外広告物条例第6条
			第1項に規定する広告物又は広告物を掲出
			する物件を除く。以下この表において同じ。)
		外観を変更	(1)高さが10メートル以上のもののうち、
		することと	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見
		なる修繕若	付面積の2分の1以上のもの
		しくは模様	(2)太陽光発電施設
		替又は色彩	(3)屋外広告物
		の変更	
	開発行為、土地の開墾		当該行為に係る土地の面積の合計が1,00
	その他土地の形質の		0平方メートル以上のもの
	変更 (土砂の採取及び		
	鉱物の掘採は除く。)		
/ 出土	ı		

備考

高さとは、地盤面(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項に規定する地盤面をいう。)から建築物又は工作物の上端までの最も高い部分までの高さをいう。